

[事案 30-251] 新契約無効請求

・令和元年6月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人らの虚偽説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年10月に契約した終身医療保険（契約①）および平成25年11月に契約した低解約返戻金型終身保険（契約②）について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返金してほしい。

- (1) 契約①について、募集人は、平成26年から国の制度が変わり、保険料のうち年間6万8000円～6万9000円が戻ってくると虚偽の説明をした。
- (2) 契約②について、募集人は、満期金が受け取れるとの虚偽の説明をした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、募集人は、申立人の主張する虚偽説明を行っていない。また、説明に使用した設計書等にも、申立人が主張するような誤解をさせるような記載はない。
- (2) 契約②について、募集人は、設計書等にもとづき、終身保険であることを説明した。また、説明に使用した設計書等には「満期」との記載はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。